

議案第42号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

1 財産（建物）の表示

朝来市障害福祉サービス事業所 まつぼっくり

所在 朝来市生野町口銀谷372番地7

構造 鉄筋コンクリート造平屋建て

床面積 280.60平方メートル

2 譲渡の相手方

朝来市新井73番地1

社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会

会長 伊 藤 宣 廣

3 譲渡の条件

譲渡の相手方において、譲渡後は介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所の用に供するものとする。

提案理由要旨

旧朝来市障害福祉サービス事業所 まつぼっくりの財産（建物）について、譲渡することにより行政をスリム化し、老人福祉の充実を図るため、社会福祉法人朝来市社会福祉協議会に無償で譲渡しようとするものです。